

<KAWAMURA 奨学制度について>

充実した「KAWAMURA 奨学制度」は、学生の学ぶ意欲をサポートします！

※①成績優秀者特待生制度と②検定資格特待生制度の併用はできません。

①成績優秀者特待生制度 一般選抜Ⅰ・Ⅱ期、大学入学共通テスト利用Ⅰ・Ⅱ期で実施

<一般選抜Ⅰ期>

上位1~20位：2科目（国語と選択科目）の合計得点が160点以上（1科目の得点が70点以上）

- ①入学金（250,000円）免除
- ②授業料半額（375,000円）を4年間免除
- ③施設費全額（225,000円）を4年間免除



265万円免除

~40位：2科目（国語と選択科目）の合計得点が140点以上（1科目の得点が70点以上）

- ①入学金（250,000円）免除
- ②授業料半額（375,000円）を2年間免除
- ③施設費全額（225,000円）を2年間免除



145万円免除

<一般選抜Ⅱ期>

上位1~10位 1科目の得点が80点以上

- ①入学金（250,000円）免除
- ②授業料半額（375,000円）を2年間免除
- ③施設費全額（225,000円）を2年間免除



145万円免除

<大学入学共通テスト利用Ⅰ期>

上位1~10位 2教科2科目の合計得点の得点率が80%以上

- ①入学金（250,000円）免除
- ②授業料半額（375,000円）を2年間免除
- ③施設費全額（225,000円）を2年間免除



145万円免除

~20位 2教科2科目の合計得点の得点率が70%以上

- ①授業料半額（375,000円）を2年間免除
- ②施設費全額（225,000円）を2年間免除



120万円免除

<大学入学共通テスト利用Ⅱ期>

上位1~5位 1科目の合計得点の得点率が80%以上

- ①授業料半額（375,000円）を2年間免除
- ②施設費全額（225,000円）を2年間免除



120万円免除

免除の継続 学年末の成績(GPA)評価により所属学年全体において原則として上位40%以内に位置していることが条件となります。※GPAとは5段階評価の成績を得点化する方法です。

②検定資格特待生制度 (編入学選抜は除く) ★入学前の申請です!!

<実用英語技能検定 1 級・TOEIC®(L&R) 850 点以上・TOEFL(iBT)®88 点以上のいずれか取得で>

- ①授業料半額 (375,000 円) を 4 年間免除
- ②施設費全額 (225,000 円) を 4 年間免除



240 万円免除

<実用英語技能検定準 1 級・TOEIC®(L&R) 720 点以上・TOEFL(iBT)®70 点以上のいずれか取得で> * 1

- ①授業料半額 (375,000 円) を 3 年間免除
- ②施設費全額 (225,000 円) を 3 年間免除



180 万円免除

<実用英語技能検定 2 級・TOEIC®(L&R)550 点以上・TOEFL(iBT)®50 点以上のいずれか取得で> * 2

- ①授業料半額 (375,000 円) を 2 年間免除
- ②施設費全額 (225,000 円) を 2 年間免除



120 万円免除

<実用英語技能検定準 2 級・TOEIC®(L&R)450 点以上・TOEFL(iBT)®40 点以上・

日本漢字能力検定 2 級以上のいずれか取得で> * 3・注

- ①授業料半額 (375,000 円) を 1 年間免除
- ②施設費全額 (225,000 円) を 1 年間免除



60 万円免除

* 1 3 年次終了までに実用英語技能検定 1 級・TOEIC®(L&R)850 点以上・TOEFL(iBT)®88 点以上をいずれか取得した場合、授業料半額・施設費全額を 1 年間延長。

* 2 2 年次終了までに実用英語技能検定準 1 級・TOEIC®(L&R)720 点以上・TOEFL(iBT)®70 点以上をいずれか取得した場合、授業料半額・施設費全額を 1 年間延長。

* 3 1 年次終了までに実用英語技能検定 2 級・TOEIC®(L&R)550 点以上・TOEFL(iBT)®50 点以上をいずれか取得した場合、授業料半額・施設費全額を 1 年間延長。

注 日本漢字能力検定 2 級以上で申請した場合は、延長制度はありません。

免除の継続 学年末の成績(GPA)評価により所属学年全体において原則として上位 50%以内に位置していることが条件となります。※GPA とは 5 段階評価の成績を得点化する方法です。

③遠隔地居住者支援制度 ★入学後の申請です!!

遠隔地居住者で経済的に修学困難な学生に対して、学費の一部(年間 18 万円)を補助する制度です。

<条件>

- 原則として賃貸住宅に一人暮らしをする方。(親戚・親族宅下宿者は除く。他条件あり)
- 家計支持者の「最新の所得証明書」記載の収入または所得金額が以下の方。
 - (1) 給与・年金収入額(課税前)：850 万円未満
 - (2) その他、事業所得金額：370 万円未満
 - (3) 給与・年金収入額(課税前)とその他、事業所得金額がある場合は、それぞれの条件で算出した額を合算した額が 850 万円未満かつその他、事業所得金額が 370 万円未満であること。